

# 川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、空気清浄機を購入しようとする公害病認定患者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって公害病認定患者の健康の回復及び増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 公害病認定患者

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）又は川崎市公害健康被害補償条例（昭和49年川崎市条例第69号）に基づき市長が認定した者（法第4条第6項ただし書に該当した者、法第7条の規定による有効期間が満了した者及び法第9条の規定により認定を取り消されている者を除く。）をいう。

### (2) 空気清浄機

ろ過又は化学的処理等により粉じん、有害ガス等を除去し、空気を清浄化する装置をいう。

## (補助対象)

第3条 この要綱による補助の対象は、公害病認定患者が購入する空気清浄機の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1人につき1台を限度とする。ただし、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱により空気清浄機の支給を受けている者が購入する空気清浄機の購入費については、補助の対象としない。

## (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、空気清浄機の購入費の2分の1の額（算出した補助金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項により生活保護による保護の適用とみなされる世帯（以下「生活保護世帯」という。）の公害病認定患者については、当該購入費の3分の2の額とする。

2 前項に規定する額は、30,000円（ただし書に規定する世帯にあつては、40,000円）を超えることができない。

## (交付の申請)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、購入しようとする空気清浄機の見積書及び仕様書又はカタログ、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。また、生活保護世帯の申請者は、生活保護の適用を受けていることを証する書類を併せて添付しなければならない。

3 この要綱により既に補助金の交付を受けた者が、空気清浄機を取得した日から6年を経過した場合には、新たに補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(変更の承認)

第6条 前条の規定により補助金の交付申請をした者が、その申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入変更承認申請書（第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(交付の可否の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定したときは、その旨を川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付決定通知書（第2号様式）又は川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金変更交付決定通知書（第2号様式の3）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が当該通知書に記載の通知日より前に空気清浄機を購入した場合は、補助金を交付しない。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金不交付決定通知書（第2号様式の2）により申請者に通知するものとする。

(購入済報告)

第8条 申請者は、空気清浄機を購入したときは、速やかに、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入済報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の内容が、補助金交付決定の内容と適合すると認めるときは、申請者に対し、補助金を交付する。ただし、生活保護世帯の申請者が委任状（第5号様式）により補助金の受領権限を空気清浄機の販売者に委任したときは、その委任を受けた販売者に対し、当該申請者に交付すべき補助金の額を支給することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの要綱による補助金の交付を受けた者があるときは、その者に当該交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(処分の制限等)

第11条 この要綱により補助金の交付を受けて購入した空気清浄機は、その取得した日から6年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(滅失等の届出)

第12条 この要綱による補助金の交付を受けて購入した空気清浄機が、前条に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(申請書等の経由)

第13条 公害病認定患者がこの要綱の規定により書類を市長に提出する場合は、その者の住所  
地を所管する区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)、地区健康福祉ス  
テーション又は環境保健課を経由しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

なお、第5条第3項、第11条及び第12条の規定については、平成24年3月31日以前に  
この要綱による補助金の交付を受けて購入した空気清浄機には適用せず、改正前の規定を適用す  
る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所

電話

氏名

印

(患者との関係

)

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、  
空気清浄機購入補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

認定患者氏名		生年月日	年 月 日
認定番号		世帯構成	<input type="checkbox"/> 普通世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯

1 交付申請額 円

2 購入しようとする空気清浄機の機種、型式等

3 空気清浄機購入予定価格 円

4 添付書類

購入しようとする空気清浄機の見積書及び仕様書又はカタログ等

第2号様式

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付決定通知書

川崎市指令健環 第 号

(宛先) 申請者

年 月 日付けで申請のあった川崎市公害病認定患者空気清浄機  
購入補助金については、次の条件をつけて 円を交付する。

年 月 日

川崎市長名

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 この補助金に係る申請を取り下げ、又は申請の内容を変更しようとする場合は、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入変更承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けること。
- 3 申請者は、空気清浄機を購入したときは、購入日から30日以内に、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入済報告書（第4号様式）を市長に提出すること。
- 4 この補助金の交付を受けて購入した空気清浄機は、購入した日から6年間は処分してはならない。なお、この期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届けること。
- 5 偽りその他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 6 その他、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱に定める事項を守ること。

第2号様式の2

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金不交付決定通知書

川崎市指令健環 第 号

(宛先) 申請者

年 月 日付けで申請のあった川崎市公害病認定患者空気清浄機  
購入補助金については、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

交付をしない理由

第2号様式の3

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金変更交付決定通知書

川崎市指令健環 第 号

(宛先) 申請者

年 月 日付けで変更承認申請のあった川崎市公害病認定患者  
空気清浄機購入補助金については、次の条件をつけて 円を  
交付する。

年 月 日

川崎市長名

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更しようとする場合は、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入変更承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けること。
- 3 申請者は、空気清浄機を購入したときは、購入日から30日以内に、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入済報告書（第4号様式）を市長に提出すること。
- 4 この補助金の交付を受けて購入した空気清浄機は、購入した日から6年間は処分してはならない。なお、この期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届けること。
- 5 偽りその他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 6 その他、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱に定める事項を守ること。

第3号様式

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所

電話

氏名

印

(患者との関係 )

年 月 日付けで川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり当該決定の内容を変更したいので承認を受けたく申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由



第4号様式

川崎市公害病認定患者空気清浄機購入済報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所

電話

氏名

印

(患者との関係 )

年 月 日付けをもって交付決定を受けた川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金に係る空気清浄機の購入につき、次のとおり報告します。

1 購入した空気清浄機の機種、型式等

2 購入年月日 年 月 日

3 購入金額 円

資金内訳 川崎市からの補助金 円  
神奈川県からの補助金 円  
自己負担金 円

4 補助金振込口座

	銀行 組合 金庫	本店 支店 支所・出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		ふりがな 口座名義	

5 販売者の証明

上記の空気清浄機を次の金額で販売しました。

販売金額 円

所在地

会社名 印

代表者名 印

第5号様式

委任状

年 月 日

受任者

所在地

---

販売店

印

---

代表者

印

---

私は上記の者を代理人に定め、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金の受領に関する権限を委任します。

委任者

住所

---

氏名

印

---